

2020年9月28日

株式会社 山陰合同銀行

「ごうぎん後見支援預金」の取扱開始について

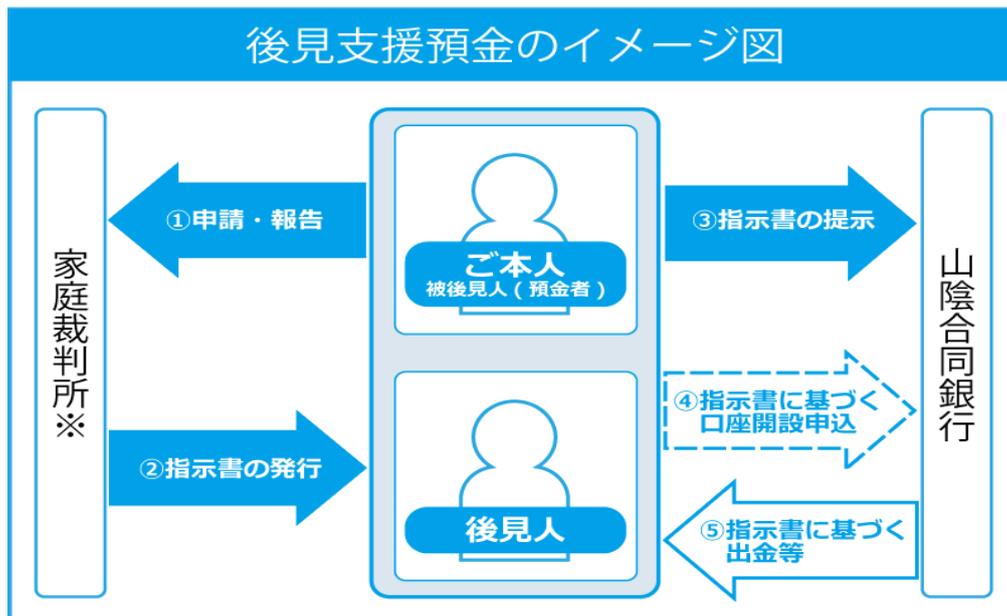
山陰合同銀行（頭取 山崎 徹）では、2020年10月1日（木）より「ごうぎん後見支援預金」の取り扱いを開始いたしますのでお知らせします。

「ごうぎん後見支援預金」は、近年社会問題化している後見人による不正な預金の引き出しを防止し、被後見人の財産を守る普通預金です。この預金は、後見制度をご利用されるお客様（被後見人様）の財産のうち、日常的に使用する金銭とは別に、通常使用しない金銭について管理します。家庭裁判所が発行する「指示書」がなければ、口座開設、お引き出し、解約等のお取引を行うことができません。家庭裁判所の関与があることにより、被後見人様の財産について透明性の高い適切な管理ができ、また後見人様の財産保護・管理にかかるトラブル等を防止します。

山陰合同銀行では、今後もお客様のニーズにお応えできるよう、新たな商品をお届けいたします。

記

1. ごうぎん後見支援預金ご利用のイメージ



※被後見人（預金者）の住所を管轄する家庭裁判所

（次ページに続く）

2. 商品概要

ご利用いただける方	個人のお客様で、家庭裁判所が後見支援預金の口座開設にかかる「指示書」を交付した方 ※被後見人の住所地が山陰両県内のお客様に限ります。 ※保佐人・補助人・任意後見人の場合、制度上ご利用いただくことができません。
対象となる預金	普通預金または決済用普通預金 ※普通預金の店頭表示金利が適用されます（決済用普通預金は無利息）。2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ※通帳表面に「後見支援預金」と表示します。 ※スマート通帳はご利用いただくことができません。
取扱店舗	山陰両県内店舗 ※窓口のみでのお取り扱いとなります。
手数料	口座開設手数料：5,500円（税込） 口座管理手数料：年間3,300円（税込）（次年度以降かかります） ※定額自動送金サービスを利用される場合は、別途取扱手数料（1回あたり55円（税込））および為替（振込）手数料（最大660円（税込））が必要です。（各回の送金が行われる都度、必要です。）
口座開設時の必要書類	家庭裁判所の指示書（原本）、登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本）、後見人の本人確認書類、ご印鑑、初回預入金
追加預入方法	取扱店舗の窓口で、随時お預け入れいただけます。 ※預入金額：1円以上、1円単位。 ※家庭裁判所の「指示書」（原本）の提出は不要です。
払出方法	家庭裁判所の「指示書」（原本）を取扱店舗へ提出してください。「指示書」に記載されている金額をお引き出しします。
付加できる特約事項	定額自動送金サービスをご利用いただけます。 ※家庭裁判所から交付を受けた「指示書」により、日常的に必要な定期定額支払について指定される場合に限りお取り扱いします。
取引制限	下記取引はお取引できません。 ①キャッシュカード発行、②口座振替、③インターネットバンキング、④ATMでの取引、⑤給与・年金・配当金等の受取口座指定

2020年10月1日現在

以上